

[一般会計等 財務書類 注記]

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの ······ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

・取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

○無形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

・取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの : 会計年度末における市場価格

・出資金のうち、市場価格がないもの : 出資金額

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産） : 定額法

・無形固定資産 : 定額法

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

過去の不納欠損実績に基づいて計上

・賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当等のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

・退職手当引当金

岐阜県退職組合資料を基礎として計上

⑤リース取引の処理方法

・ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

- ・オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑥資金収支計算書における資金の範囲

歳計現金としての現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（白川町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・物品及びソフトウェアの計上基準  
50万円（美術品は300万円）以上のもの
- ・資本的支出と修繕費の区分基準  
50万円未満のものは修繕費として処理

## II.追加情報

□財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計範囲）

- ・一般会計
- ・地域振興券交付事業特別会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

なし

③出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づく期間

□行政コスト計算書に係る事項

なし

□純資産変動計算書に係る事項

①純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ・固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた金額

- ・余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額

□資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支	△3,587,560 円
内訳	
業務活動収支	+ 559,689,337 円
	+ 21,910,531 円 (支払利息支出分)
投資活動収支	△585,187,428 円

②資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書</u>	単位：円
業務活動収支	+ 559,689,337
①減価償却費	△525,298,066
②国県等補助金（投資活動）	+ 185,133,000
③賞与等引当金増減額	+ 8,607,992
④退職手当引当金増減額	+ 16,625,628
⑤徴収不能引当金増減額	+ 108,255
⑥損失補償等引当金増減額	△84,972,000
⑦資産売却損	△5,302,803
⑧資産売却益	+ 9,725,502
⑨未収債権、未払債務等の変動（増加）	△1,721,663
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	162,595,182

③歳入歳出外現金の状況

歳入歳出外現金(地方自治法第 235 条の 4 第 3 項に規定する現金)の額

41,009,244 円